

独立行政法人国立高等専門学校機構 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

(目的)

第1 本方針は、多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針（平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）における効率的かつ効果的に施設を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、Public Private Partnership（以下「PPP」という。）及び Private Finance Initiative（以下「PFI」という。）手法（以下「PPP/PFI 手法」という。）を導入するための優先的検討に関する事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 一 施設 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律117号。以下「PFI 法」という。）第2第1項に規定する公共施設等をいう。
 - 二 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
 - 三 整備等 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む。
 - 四 施設整備事業 本部又は高等専門学校（以下「学校」という。）において実施する施設の整備等に関する事業をいう。
 - 五 PPP 機構の施設の整備等について、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や運営の効率化を図るものであり、機構と民間が連携してサービスの提供を行う手法をいう。
 - 六 PFI PFI 法に基づき、機構の施設の整備等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法をいう。
 - 七 利用料金 施設の利用に係る料金をいう。
 - 八 優先的検討 本方針に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自らが施設の整備等を行う従来型手法（以下「従来型手法」という。）に優先して検討することをいう。
- 2 本方針において PPP/PFI 手法は、次の各号に掲げるものとする。
- 一 民間事業者が施設の運営等を担う手法 施設運営権方式、包括的民間委託方式、運営等方式その他これに類する方式によるもの。
 - 二 民間事業者が施設の整備等を担う手法 BTO 方式（民間事業者が施設を建設（建設に関する企画を含む。）し、施設完成直後に本部又は学校に所有権を移転し、民間事業者が運営等を行う方式をいう。）、BOT 方式（民間事業者が施設を建設（建設に関する企画を含む。）し、運営等を行い、施設整備事業完了後に本部又は学校に施設所有権を移転する方式をいう。）、

B00方式（民間事業者が施設を建設（建設に関する企画を含む。）し、運営等を行う方式であり、本部又は学校に所有権の移転を行わないものをいう。）
R0方式（民間事業者が既存施設の改修（改修に関する企画を含む。）を行い、運営等を行う方式をいう。）、ESCO（民間事業者が既存施設の省エネルギーのために実施する改修であって、当該改修を改修前から改修後の光熱水費の削減額を充てて行うものをいう。）、定期借地権方式（借地借家法（平成3年法律第90号）に規定する定期借地権により施設の整備等を行うものをいう。）、負担付寄附方式（民間事業者が施設の建設（建設に関する企画を含む。）を行い、本部又は学校に施設を寄附により譲渡する代替として施設の利用料金を収受する権利を得て独立採算により運営等を行うものをいう。）その他これに類する方式によるもの。

（優先的検討の開始時期）

第3 新たに施設の整備等を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び施設の運営等の見直しを行う場合のほか、次の各号に掲げる場合その他の施設の整備等の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとする。

- 一 土地等の資産等の有効活用を検討する場合
- 二 施設の集約化又は複合化等を検討する場合

（優先的検討の対象とする事業）

第4 次の各号全てに該当する施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 利用料金の徴収を行う事業であって、民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる施設整備事業
- 二 次のいずれかの基準を満たす施設整備事業
 - イ 計画する事業の費用の総額の見込みが10億円以上であり、かつ、建設又は改修を含む施設整備事業
 - ロ 計画する事業の単年度の費用の見込みが1億円以上であり、かつ、運営等のみを行う施設整備事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設整備事業は優先的検討の対象から除くものとする。

- 一 既にPPP/PFI手法の導入が前提とされている施設整備事業
- 二 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている施設整備事業
- 三 民間事業者が実施することが法的に制限されている施設整備事業
- 四 災害復旧事業、補正予算事業その他緊急に実施する必要がある施設整備事業
- 五 寄附により実施する施設整備事業

（適切なPPP/PFI手法の選択）

第5 第4に基づき優先的検討の対象となる施設整備事業（以下「優先検討対象事業」という。）について、第6又は第7に規定する検討に先立って、当該事

業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、採用手法が次の各号に掲げるものに該当する場合には、第6に規定する検討を省略し、第7に規定する検討を実施することにより、当該採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。
 - 一 優先検討対象事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式
 - 二 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

（簡易な検討）

- 第6** 第7に規定する検討に検討に先立ち、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を、別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。
- 一 施設の整備等（運営等を除く。）の費用
 - 二 施設の運営等の費用
 - 三 民間事業者の適正な利益及び配当
 - 四 調査に要する費用
 - 五 資金調達に要する費用
 - 六 利用料金収入
- 2 第5第1項において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。
- 3 前2項にかかわらず、採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。
- 一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
 - 二 類似事例の調査を踏まえた評価

（詳細な検討）

- 第7** 第6に規定する検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(簡易な検討の結果の公表)

第8 第6第1項又は第2項に基づく検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

二 PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容 入札手続の終了後等適切な時期

2 第6第2項に基づく評価の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ当該各号に定める時期に、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る。) PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

二 客観的な評価結果の内容(当該施設整備事業の予定価格の推測につながらるものに限る。) 入札手続の終了後等適切な時期

(詳細な検討の結果の公表)

第9 第7に基づく検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、それぞれ当該各号に時期にインターネットを利用して閲覧に供する方法により公表するものとする。

一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項 PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期

二 PPP/PFI手法簡易定量評価調書の内容(第7の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの) 入札手続の終了後等適切な時期

(その他)

第10 本方針に定めるもののほか、本方針の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

本方針は、平成29年4月1日から施行する。

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

| | 従来型手法 (施設の管理者等が自ら整備等を行う手法) | 採用手法 (候補となる PPP/PFI 手法) |
|----------------|-------------------------------|----------------------------|
| 整備等（運営等を除く。）費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 運営等費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 利用料金収入 | | |
| <算出根拠> | | |
| 資金調達費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 調査等費用 | | |
| <算出根拠> | | |
| 税金 | | |
| <算出根拠> | | |
| 税引後損益 | | |
| <算出根拠> | | |
| 合計 | | |
| 合計（現在価値） | | |
| 財政支出削減率 | | |
| その他 (前提条件等) | | |

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書記載の根拠

(1) 従来型手法による場合の費用 (PSC) の算定根拠

| | |
|--------------------|--|
| 施設の整備等（運営等を除く。）の費用 | |
| 施設の運営等の費用 | |
| 民間事業者の適正な利益及び配当 | |
| 調査に要する費用 | |
| 資金調達に要する費用 | |
| 利用料金収入 | |

(2) 採用手法を導入した場合の費用の算定根拠

| | |
|--------------------|--|
| 施設の整備等（運営等を除く。）の費用 | |
| 施設等の運営等の費用 | |
| 利用料金収入 | |
| 資金調達に要する費用 | |
| 調査に要する費用 | |
| 税金 | |
| 民間事業者の適正な利益及び配当 | |

(3) その他の仮定

| | |
|------|--|
| 事業期間 | |
| 割引率 | |